

懲戒処分の実施状況

[知事部局]

	処分年月日	処分内容	被処分者	処 分 事 由
1	R7.11.28	減給10分 の1 6箇月	中予地方局 一般職員 (60歳代・男性)	令和4年度から令和7年度にかけて、勤務時間中に自席の公用パソコンで、業務に関係のないウェブサイトを長時間にわたり閲覧するなど、公用パソコンを不適正に使用した。 また、扶養親族の所得が扶養手当の支給要件を超えていたにもかかわらず同手当を過大に受給した。 ※ 本件に関し、管理監督責任として、当時の主幹級職員を口頭訓告処分とした。